

賠償【51～70】

資料1 政策分野の概況と課題

概況

- ・H25年5月28日、原子力損害賠償紛争解決センターに集団申立てをおこなった。7月2日までに14,059名が参加。長期化することが予想される。
- ・東電によると請求状況は95%程度とのことだが、個人情報保護の観点から詳細は非開示。
- ・津波被災地の財物賠償が決定。
- ・全国、県内各所で弁護士等による無料相談会等を実施(利用はほとんど無い)。

重要な課題

- ・未だ決定していない賠償基準の早期決定(田畑や山林等の宅地以外の賠償基準)
- ・未請求者支援のための請求困難者の把握【61】
- ・無料相談会等の利用はほとんどなく、賠償に関する情報や支援のニーズの把握【51～53、58、61】

検討事項

- ・請求困難者の把握の仕方【61】
- ・必要とされる情報や支援【51～53、58、61】
- ・賠償と自立のバランス

【】内の番号は進行管理表(資料進2-3)の左端記載の番号

施策	実績	課題	今後の取組み	番号
1. 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み				
(1)賠償に関する情報の集約と周知の徹底	・住民説明会の際に、損害賠償について、エネ庁と東電から説明	・個人で賠償内容は異なるため、損害賠償実績集を作ることが良いのか疑問 ・東電からの情報公開が少ない ・財物賠償額の計算例などを載せると勘違いされる可能性がある	・既に請求が95%程度進捗していることや東電の試算表があることを踏まえ、損害賠償実績集や浪江町独自の試算表の作成は実施しない予定 ・中間指針は出ているが、東電基準は明らかでなく、紛争解決センターの基準も不明。また、個人情報の問題もあり、総括基準の比較表の作成は難しい	51、52、53、54
2. 集団的賠償請求の取組み				
(1)中間指針等に示されていない賠償内容の精査と請求に向けての準備	・5月29日、ADRへの集団申立ての実施(10万⇒35万) ・津波被災地域の財物賠償(家財は20%) ・流失家屋を除く所有地などの賠償 ・建物の平均新築単価による評価の実現	・各市町村で状況が異なるため、相双地区の市町村との連携が難しい	・町村会等の県主催で他市町村との協議を随時実施する ・項目が膨大で複雑であるため、統一の請求様式の作成は困難。また、請求が95%以上進捗しており、作成は不要と判断	55、56、57、58、59、60
3. 高齢、病気等による請求困難者の救済				
(1)未請求者に対する支援の実施	・アンケート実施 ・無料弁護士相談会実施(申込者355名、利用者85名)	・東電にデータを要求しているが、対象はおそらく少ない	・H25年に法テラス協力による西日本への避難者を対象とした無料の弁護士相談会(自宅への出張相談も可能)を実施したが、活用した町民はゼロであった。ニーズがないのではないかと ・未請求者については県と各市町村が把握をしようとしている	61、62
4. 国及び東京電力の責任の明確化				
(1)国や東京電力の責任の明確化		・誰がいつどこにいたのか、東京電力が説明にきたのか、明確に把握していない(町側では対応した職員はいない)	・賠償請求の根拠のひとつとして訴えていく ・災害記録誌の作業の中で、発災当時の事実検証を行い、事実関係の把握に努める	63、64
5. 効果的な要望活動の実施				
(1)内容に則した的確な要望活動の実施	・津波被災地の財物賠償決定 ・ADRへの集団申立ての実施 ・東電が申立者に不利益な取扱いをしないと回答	・財物賠償で未相続、未登記のケースの取扱い ・現地調査による賠償額算定方式を利用すると、他の選択ができなくなる	・弁護士と協議しながら進めていく	65、66、67、68
(2)相双の市町村と連携	・町村会等で要望を実施	・共通項目が少なくなっている(各自治体、個人の状況の多様化。合意率95%。町民が独自に請求をおこなっている)	・共通項目が少なくなっているため、必要に応じて実施する	69、70